

いじめ防止基本方針

摂津市立鳥飼北小学校

令和7年4月版

【学校教育目標】

「一人ひとりがいきいきと輝く学校」

- ①一人ひとりの存在が大切にされる学校
- ②学力を保障し、生き抜く力をつけられる学校
- ③家庭とつながり、地域・保護者から信頼される学校

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法 第二条）

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取り組み

（1）いじめの未然防止のために

- ① 「北小スタンダード」を活用した生活規律・学習規律の指導の徹底
- ② 「北小元気アップ」の取り組みでの生活習慣の確立
- ③ 道徳教育・人権教育による規範意識・道徳的価値観の育成
- ④ 集団づくりのプログラムを活用した「あったかい」人間関係づくり
- ⑤ わかったと実感できる授業改善による学力向上
- ⑥ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤ いじめ対応についての正しい認識と指導力向上のための校内研修の実施
- ⑦ 児童への情報モラル教育の充実
- ⑧ 保護者への啓発の充実
- ⑨ 校内相談体制の確立と相談窓口の周知徹底

（２）いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
 - ・ 児童対象 生活アンケート 年２回（７月、１２月）
 - ・ 学級懇談会、学年懇談会
- ② いじめ相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施
- ③ 情報集約の工夫と窓口の明確化
 - ・ 児童生徒支援加配教員と教職員の連携による情報共有
 - ・ 報告・連絡・相談の徹底
 - ・ 「いいとも委員会」（いじめ対策委員会）で対応方針を決定
 - ・ チーム対応の徹底

2.いじめ防止等に関する取り組み

（１）いじめ防止等の対策のための組織「いいとも委員会」（いじめ対策委員会）の設置 （組織図別紙）

<活動内容>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

週１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（２）いじめに対する対応

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに校長（不在時は教頭または、児童生徒支援加配教員）に報告する。すぐに「いいとも委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。

- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

学校運営分担表

（参考資料）

管理部	企画調整委員会
	予算委員会
学年部	低学年部
	中学年部
	高学年部
	支援学級
教育研究部	学力向上委員会
	人権委員会
教科研究部	各教科担当者
4委員会	行事委員会（体育的行事、文化的行事）
	特別支援委員会
	児童会
	生活安全委員会
各種委員会	<u>いじめ対策委員会</u> （いいとも委員会） 校長、教頭、児童生徒支援加配、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SSW サポーター
	宿泊行事等検討委員会、入学式検討委員会、卒業式検討委員会
	食物アレルギー対応委員会、学校保健委員会
	感染症対策委員会
	外国語活動推進委員会、PTA運営委員会

学校行事予定表（参考資料）

	児童会	儀式的 行事	学芸的行事	健康 安全 体育的行事	校外学習 宿泊行事	勤労生産 奉仕的行事	いじめ防止等の取 り組み
4月		入学式・ 始業式		身体測定 各種検診 各種検査	校外学習		校内研修 いいとも委員会 家庭訪問
5月	あいさつ 運動		土曜参観	各種検診 各種検査		あいさつ 運動	いいとも委員会
6月				避難訓練	林間学校		いいとも委員会
7月		終業式				大掃除	いいとも委員会 個人懇談 生活・学習アンケート 学期末集約
8月		始業式		身体測定			校内研修 いいとも委員会
9月				避難訓練			いいとも委員会
10月							いいとも委員会
11月			芸術鑑賞会	運動会	校外学習 修学旅行	2中校区 クリーン 作戦	いいとも委員会
12月	大なわ大 会 あいさつ 運動	終業式				あいさつ 運動 大掃除	個人懇談 いいとも委員会 生活・学習アンケート 学期末集約 学校教育自己診断
1月	いじめ 防止週間	始業式		避難訓練 身体測定			いいとも委員会 学校協議会
2月	あいさつ 運動		日曜参観			あいさつ 運動	いいとも委員会 学校協議会 年度末総括
3月		卒業式 修了式				大掃除	いいとも委員会 生活・学習アンケート 学期末集約